

平成27年度北海道青少年健全育成条例の取組について

1 有害興行(映画)の指定(条例第15条、第54条)

年度	指定件数	備 考
H27	72	映画倫理委員会の「R18+」指定に基づき緊急指定
H26	88	
H25	111	

2 有害図書類の指定(条例第16条、第54条)

年度	指定件数	備 考
H27	23	審議会(部会)の意見を聴いて指定 ※平成25年度は部会で条例改正の協議を行っていたため有害図書類の指定実績は無し
H26	34	
H25	0	

3 図書類自動販売機等の設置届出(条例第24条)

年度	図書類自動販売機設置届出台数	図書類自動貸出機設置届出台数	計	備 考
H27	69	0	69	・台帳管理停止分を除く ・実稼動している自販機は無し
H26	98	0	98	
H25	110	0	110	

4 立入調査(条例第53条)

年度	自動販売機等調査台数	書店(店舗数)	コンビニ(店舗数)	カラオケ(店舗数)	ネットカフェまんが喫茶(店舗数)	携帯電話等販売店(店舗数)	その他	計	備 考
H27	47	232	1,207	574	237	315	223	2,835	
うち夜間立入	—	27	43	240	60	20	35	425	
H26	33	272	1,105	538	205	355	147	2,655	
うち夜間立入	—	34	42	181	47	20	32	356	
H25	77	195	1,008	224	94	309	223	2,130	
うち夜間立入	—	13	27	85	27	12	29	193	

※「その他」の主な内訳～刃物取扱店、ビデオレンタル店、古物商、興業場、出会系カード販売業者等

※ 店舗数は延べ数